

(証券コード 3277)

平成24年3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目1番地
株式会社サンセイランディック
代表取締役社長 松 崎 隆 司

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年3月28日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル2階
ベルサール神田
3. 目的事項
報告事項 第36期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.sansei-l.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きく停滞いたしました。その後、サプライチェーンの立て直しにより生産は緩やかに持ち直した一方、急速な円高の進展や欧州金融危機の懸念から、全体として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する不動産業界におきましては、住宅・マンション市場については東日本大震災の影響から持ち直しの動きがみられる一方、オフィスビル市場においては空室率が依然として高い水準にあります。

このような状況の中、当社は土地所有者を対象とした土地活用に関する不動産セミナーおよび個別相談会を開催し、新規顧客の開拓に注力してまいりました。また、社員教育の充実を図り、不動産権利調整のスペシャリストとして、顧客のニーズに合わせたきめ細かいコンサルティングを提供できる人材の育成に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高6,886百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益785百万円（前年同期比20.5%増）、経常利益778百万円（前年同期比44.4%増）、当期純利益464百万円（前年同期比49.5%増）となりました。

#### 事業部門別の概況

不動産販売収入は、底地の販売件数が増加したこと等により、6,651百万円（前年同期比14.0%増）となりました。

賃貸料収入は、投資不動産の売却の影響により、201百万円（前年同期比0.5%減）となりました。

販売手数料収入は、大型の販売物件受託があったことにより、17百万円（前年同期比60.1%増）となりました。

その他収入は、業務受託物件の増加に伴う業務受託報酬の増加により、16百万円（前年同期比40.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は46百万円であり、その主な内容は横浜支店の新設費用、基幹業務システム構築費用であります。

(3) 資金調達の状況

金融機関からの借入金及び社債の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分   | 期首残高  | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 短期借入金 | 1,447 | 2,633 | 3,092 | 988  |
| 長期借入金 | 1,072 | 666   | 1,482 | 256  |
| 社 債   | 617   | —     | 59    | 558  |

また、以下のとおり、公募増資を行い、総額で414百万円の資金調達を行いました。

| 区 分     | 発行株式数    | 1株当たり<br>発行価額 | 調達金額   | 払込期日        |
|---------|----------|---------------|--------|-------------|
| 公 募 増 資 | 900,000株 | 460円          | 414百万円 | 平成23年12月12日 |

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 会社の対処すべき課題

当社は、「不動産権利調整のForerunner（先駆者）であり続けること」を経営ビジョンとして掲げ、「底地シェアの拡大」を中期経営目標としております。今後、顧客ニーズに適応したサービスの充実、様々な顧客開拓を進めていくために、当社が取り組むべき主要な課題は以下の通りです。

### ① 既存事業の安定と拡大

主に当社の取り扱う旧借地法が適用される住居系の底地は、今後増加することがないため数量に限りがあると言えます。

しかし、当社が買取りを行う底地は、一般の借地権の世帯数に対してはごく限られた数であり、当社が関わっていない潜在的な底地の市場は相当数あると考えております。当社は、これまで培ってきた不動産権利調整ノウハウを活かし、オーナーズパートナー（地代の集金業務の代行や土地賃貸借契約期間の更新手続など、土地所有者から土地賃貸管理業務を一括して請け負うサービス）やコンサルティングサービスを提供することにより、今まで接点のなかった土地所有者との取引を拡大し、既存事業の持続的かつ安定的な成長を図ることができると考えております。このような「底地シェア拡大」のために、専門部署の立ち上げや社員研修などを通じたコンサルティング能力の向上に取り組む方針であります。

### ② 人材育成の推進

当社の事業は、顧客のニーズに合わせたきめ細かいコンサルティングを提供することが求められており、業務を行うためには、不動産に係る幅広い法令や業務に関する知識が求められ、また、土地所有者、借地権者と交渉を進めるにあたって高いコミュニケーション能力が求められます。従って、OJT方式による徹底した人材教育を行うことで、コンサルティング能力の向上を図り、不動産権利調整のスペシャリストを育成し、他社との差別化を進める方針であります。

### ③ 物件情報の収集力の強化

当社は、仕入れ物件情報の大半を不動産仲介業者から入手しております。近年は、金融機関や税理士などからの情報入手も徐々に増えており、情報チャネルの多様化がみられます。今後も継続的な成長を図るべく、既存情報入手先との良好な取引関係を維持するとともに、業務提携等による関係強化を行い、優良な情報の確保を進める方針です。

また、ポータルサイト（底地.com）の充実や個人向けセミナーの開催などを通じて、相談窓口を設けることにより、土地所有者との直接取引の拡大も目指しております。

#### ④ 販売の強化

底地は、借地権者にとっては非常に購入意欲の高い不動産であると言えますが、少子高齢化が進むと、不動産を相続させる子供がいないなどの理由により購入を見送るケースが増えることが考えられます。一方で、底地はランニングコストのかからない優良な投資物件であるという側面も持ち合わせておりますので、投資家に投資商品としての魅力を訴求し、販売先の確保をしていくことが、在庫リスクを減らし、当社の安定的な事業拡大につながると考えております。また、借地権者の希望により借地権の買取りを行った場合も、販売先である第三者のニーズを把握することができれば、販路拡大につながると考えられます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別      | 第33期<br>平成20年12月期 | 第34期<br>平成21年12月期 | 第35期<br>平成22年12月期 | 第36期<br>(当事業年度)<br>平成23年12月期 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 8,176,713         | 4,816,063         | 6,057,275         | 6,886,952                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | 468,611           | 239,422           | 538,844           | 778,266                      |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 254,463           | 133,752           | 310,731           | 464,478                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 2,120.53          | 1,114.61          | 2,589.43          | 76.81                        |
| 純 資 産 (千円)     | 1,940,702         | 2,069,415         | 2,375,106         | 3,237,984                    |
| 総 資 産 (千円)     | 4,371,228         | 3,637,123         | 6,270,602         | 5,672,671                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 16,172.52         | 17,245.13         | 19,792.55         | 469.27                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 平成23年8月31日付で1株につき50株の株式分割を行っております。なお、第36期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資本金<br>(千円) | 当社の出資割合<br>(%) | 主要な事業内容   |
|--------------------|-------------|----------------|-----------|
| 株式会社サンセイコミュニティ     | 10,000      | 100.0          | 賃貸管理、建物管理 |
| 株式会社One's Life ホーム | 20,000      | 100.0          | 建築設計、施工   |

② 企業結合の成果

連結対象子会社は上記2社であります。また、当期連結売上高は8,042,072千円（前年同期比8.5%増）となり、当期連結純利益は444,466千円（前年同期比47.6%増）となりました。

(11) 主要な事業内容

当社は、ひとつの不動産に複数の権利者がいるため自由な活用が制限され、資産価値が低くなっている物件の権利関係等の諸問題を独自のソリューション力で包括的に解決する「底地」の仕入・販売、管理業務を行っております。

(12) 主要な事業所（平成23年12月31日現在）

| 名 称       | 所 在 地                                 |
|-----------|---------------------------------------|
| 本 店       | 東京都千代田区神田司町二丁目1番地<br>オーク神田ビル7階        |
| 札 幌 支 店   | 北海道札幌市中央区北1条西二丁目9番地<br>オーク札幌ビル4階      |
| 横 浜 支 店   | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号<br>横浜天理ビル20階       |
| 名 古 屋 支 店 | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目16番22号<br>丸の内エイチエフビル8階 |
| 大 阪 支 店   | 大阪府大阪市西区立売堀一丁目2番14号<br>本町産金ビル9階       |
| 福 岡 支 店   | 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目2番1号<br>天神陽明ビル3階        |

(13) 従業員の状況

| 従業員数(名) | 前期末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 89      | + 8       | 34.1    | 5.1       |

(注) 従業員数は臨時雇用者数（契約社員、パート、アルバイト等を含む。）を含んでおりません。

(14) 主要な借入先

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 興 産 信 用 金 庫         | 224,000千円 |
| (株) 北 陸 銀 行         | 187,529千円 |
| ダイヤモンドアセットファイナンス(株) | 183,100千円 |
| (株) り そ な 銀 行       | 173,000千円 |
| 城 北 信 用 金 庫         | 154,000千円 |

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項（平成23年12月31日現在）

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,900,000株
- ③ 株主数 1,761名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名      | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------|------------|---------|
| 松 崎 隆 司    | 1,578,100株 | 22.9%   |
| 松 浦 正 二    | 564,600株   | 8.2%    |
| 伊 佐 治 順 子  | 539,600株   | 7.8%    |
| 天 野 智 子    | 539,600株   | 7.8%    |
| 中 川 好 正    | 450,200株   | 6.5%    |
| 小 澤 順 子    | 371,000株   | 5.4%    |
| サンセイ従業員持株会 | 316,200株   | 4.6%    |
| 小 澤 亮 介    | 155,000株   | 2.2%    |
| 小 澤 由 佳    | 155,000株   | 2.2%    |
| 小 澤 勇 介    | 155,000株   | 2.2%    |
| 小 澤 謙 伍    | 155,000株   | 2.2%    |

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等に関する事項

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                  |                                 |                                            |
|------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議の日           | 平成23年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権     |                                            |
| 新株予約権の数          | 10,460個                         |                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                            |                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 523,000株(注)1<br>(新株予約権1個当たり50株) |                                            |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                              |                                            |
| 新株予約権の行使価額       | 500円                            |                                            |
| 新株予約権の行使期間       | 平成25年8月26日～平成30年8月25日           |                                            |
| 新株予約権の行使の条件      | (注)2                            |                                            |
| 役員の保有状況          | 取締役                             | 保有者数 4名<br>保有数 1,420個<br>目的である株式の数 71,000株 |
|                  | 監査役                             | —                                          |

(注) 1. 平成23年8月31日付株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち1名に限って、相続人において新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権1個を分割して行使することはできない。
- (3) 本件新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (4) 新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、懲戒処分による解雇の場合、株主総会決議による解任の場合のいずれかに該当することとなった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、本件新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と本件新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                  |                                  |                                              |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議の日           | 平成23年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権      |                                              |
| 新株予約権の数          | 10,460個                          |                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                             |                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 523,000株（注）1<br>（新株予約権1個当たり50株）  |                                              |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                               |                                              |
| 新株予約権の行使価額       | 500円                             |                                              |
| 新株予約権の行使期間       | 平成25年8月26日～平成30年8月25日            |                                              |
| 新株予約権の行使の条件      | （注）2                             |                                              |
| 交付状況             | 当社従業員<br>（当社役員を除く）               | 交付者数 89名<br>交付数 6,530個<br>目的である株式の数 326,500株 |
|                  | 当社子会社の役員及び従業員<br>（当社の役員及び従業員を除く） | 交付者数 31名<br>交付数 2,510個<br>目的である株式の数 125,500株 |

（注）1. 平成23年8月31日付株式分割（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち1名に限って、相続人において新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権1個を分割して行使することはできない。
- (3) 本件新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (4) 新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、懲戒処分による解雇の場合、株主総会決議による解任の場合のいずれかに該当することとなった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、本件新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と本件新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成23年12月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当            | 重要な兼職の状況                                         |
|-----------|---------|----------------|--------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 崎 隆 司 |                | (株)サンセイコミュニティ<br>代表取締役                           |
| 専務取締役     | 松 浦 正 二 | 管理本部長、経理財務部長   | (株)サンセイコミュニティ<br>取締役<br>(株)One's Life<br>ホーム 取締役 |
| 取 締 役     | 天 野 智 子 | 営業第一本部長、営業戦略部長 |                                                  |
| 取 締 役     | 伊佐治 順 子 | 営業第二本部長、営業企画部長 |                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 佐 藤 増 生 |                |                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 金 丸 結 城 |                | (株)One's Life<br>ホーム 監査役                         |
| 監 査 役     | 関 瑛 士   |                | (株)サンセイコミュニティ<br>監査役                             |

- (注) 1. 監査役佐藤増生、金丸結城及び関瑛士の3氏は、社外監査役であります。  
 2. 常勤監査役佐藤増生及び金丸結城の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 常勤監査役佐藤増生及び金丸結城の両氏は、株式会社大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                  |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>( ー) | 90,267千円<br>( ー)       |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 3) | 19,458千円<br>( 19,458)  |
| 合計<br>(うち社外役員)     | 7名<br>( 3) | 109,725千円<br>( 19,458) |

- (注) 1. 支給額には、使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額130,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）であります。（平成17年3月21日開催の第29回定時株主総会決議）  
 3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額20,000千円であります。（平成17年3月21日開催の第29回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                           |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | 佐藤 増生 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のうち全てに出席し、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘等の発言を行っております。また、監査役会において、法令遵守及びコンプライアンス体制ならびに監査結果について必要な発言を行っております。  |
| 常勤監査役 | 金丸 結城 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のうち全てに出席し、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘等の発言を行っております。また、監査役会において、法令遵守及びコンプライアンス体制ならびに監査結果について必要な発言を行っております。  |
| 監査役   | 関 瑛士  | 当事業年度中に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘等の発言を行っております。また、監査役会において、法令遵守及びコンプライアンス体制ならびに監査結果について必要な発言を行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬     | 21,722千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務報酬   | 1,000千円  |
| ③ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,722千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「株式発行に係るコンフォートレター作成業務」を委託して、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求を受け、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当該事項に関する当社取締役会決議の概要は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針を定める。
  - ② コンプライアンスマニュアルを定め、全グループ会社の役職員に配布して周知徹底を図る。
  - ③ グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
  - ④ コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。またコンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について内部通報者保護規程において定める。
  - ⑤ 社長室は、職務分掌規程に定める業務区分に基づき内部監査を行い、内部監査結果及び改善状況について社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載または記録し、法令に基づき保存するものとする。
  - ② 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、情報セキュリティ管理規程及び重要情報管理規程を定める。
  - ③ 重要情報に関しては、重要情報管理規程に基づき管理を行うとともにパスワードを付してアクセスを制限する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 内部統制規程に基づき、取締役会の決議によって内部統制プロジェクトを設置する。
  - ② 内部統制プロジェクトは、損失の危険の管理に関する事項を含む全グループ会社における全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、評価結果及び改善状況を取締役に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、会議規程に基づき幹部会を原則毎月開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
  - ② 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
  - ② コンプライアンス基本方針は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、法令及び内部統制規程に基づき監査役または監査役会は当該使用人に関する事項を定めるとともに当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制を整備するものとする。
  - ② 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
  - ③ 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないこととする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
  - ② 監査役は、取締役会規程に基づき取締役会に出席することを要する。
  - ③ 監査役は、監査役監査規程に基づき、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握するものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役監査の実効性を確保する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
  - ② 監査役は、監査役監査規程に基づき、内部監査部門と緊密な連係を保ち内部

監査の結果を活用するよう努めるほか、監査上の必要性に従い内部監査部門に報告を求め、また特定事項の調査を依頼することができるものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。
- ② 不動産取引に際しては必ず外部調査機関による取引先のスクリーニング（反社会性チェック）を行い、疑わしい場合においては取引を行わないものとする。

---

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,908,298</b> | <b>流動負債</b>    | <b>2,314,196</b> |
| 現金及び預金          | 956,803          | 買掛金            | 190,919          |
| 売掛金             | 12,619           | 1年内償還予定の社債     | 493,000          |
| 販売用不動産          | 3,700,655        | 短期借入金          | 988,529          |
| 貯蔵品             | 1,312            | 1年内返済予定の長期借入金  | 224,060          |
| 前渡金             | 31,466           | 未払金            | 71,198           |
| 前払費用            | 24,501           | 未払費用           | 44,000           |
| 繰延税金資産          | 159,474          | 未払法人税等         | 244,532          |
| その他             | 23,060           | 前受金            | 19,617           |
| 貸倒引当金           | △ 1,593          | 預り金            | 25,303           |
| <b>固定資産</b>     | <b>764,372</b>   | 前受収益           | 5,381            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>56,170</b>    | 賞与引当金          | 7,654            |
| 建物              | 35,752           | <b>固定負債</b>    | <b>120,490</b>   |
| 車両運搬具           | 3,020            | 社債             | 65,500           |
| 工具、器具及び備品       | 17,009           | 長期借入金          | 32,110           |
| 土地              | 388              | 受入保証金          | 22,880           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>81,029</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>2,434,686</b> |
| 商標権             | 436              | <b>純資産の部</b>   |                  |
| 電話加入権           | 1,526            | <b>株主資本</b>    | <b>3,237,984</b> |
| ソフトウェア          | 79,066           | 資本金            | 257,000          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>627,171</b>   | 資本剰余金          | 218,000          |
| 投資有価証券          | 530              | 資本準備金          | 218,000          |
| 関係会社株式          | 25,650           | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,762,984</b> |
| 出資金             | 3,950            | 利益準備金          | 2,200            |
| 長期貸付金           | 19,140           | その他利益剰余金       | 2,760,784        |
| 長期前払費用          | 2,220            | 別途積立金          | 100,000          |
| 投資不動産           | 471,669          | 繰越利益剰余金        | 2,660,784        |
| 差入保証金           | 87,981           |                |                  |
| 長期性預金           | 14,400           |                |                  |
| 繰延税金資産          | 8,451            |                |                  |
| その他             | 30               |                |                  |
| 貸倒引当金           | △ 6,852          | <b>純資産合計</b>   | <b>3,237,984</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,672,671</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,672,671</b> |

# 損益計算書

(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                   | 金 額      |           |
|---------------------------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                                 |          | 6,886,952 |
| 売 上 原 価                               |          | 4,727,779 |
| 売 上 総 利 益                             |          | 2,159,173 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                   |          | 1,373,926 |
| 営 業 利 益                               |          | 785,246   |
| 営 業 外 収 益                             |          |           |
| 受 取 利 息                               | 1,231    |           |
| 受 取 配 当 金                             | 110      |           |
| 違 約 金 収 入                             | 128,700  |           |
| 業 務 受 託 収 入                           | 251      |           |
| そ の 他                                 | 1,670    | 131,964   |
| 営 業 外 費 用                             |          |           |
| 支 払 利 息                               | 76,875   |           |
| 支 払 手 数 料                             | 21,870   |           |
| 株 式 上 場 関 連 費 用                       | 22,616   |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額                       | 5,547    |           |
| そ の 他                                 | 12,034   | 138,944   |
| 経 常 利 益                               |          | 778,266   |
| 特 別 利 益                               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                         | 54,419   | 54,419    |
| 特 別 損 失                               |          |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                         | 31       |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損                     | 11,000   |           |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 2,533    | 13,565    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                       |          | 819,121   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税                 | 369,153  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | △ 14,510 | 354,642   |
| 当 期 純 利 益                             |          | 464,478   |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |                |           |          |           |           |           |
|-----------------------------|---------|----------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金<br>資本準備金 | 利 益 剰 余 金 |          |           |           | 株主資本合計    |
|                             |         |                | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           | 利益剰余金合計   |           |
|                             |         |                |           | 別途積立金    | 繰越利益剰余金   |           |           |
| 平成22年12月31日残高               | 50,000  | 11,000         | 2,200     | 100,000  | 2,211,906 | 2,314,106 | 2,375,106 |
| 当期変動額                       |         |                |           |          |           |           |           |
| 新株の発行                       | 207,000 | 207,000        |           |          |           |           | 414,000   |
| 剰余金の配当                      |         |                |           |          | △15,600   | △15,600   | △15,600   |
| 当期純利益                       |         |                |           |          | 464,478   | 464,478   | 464,478   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額) |         |                |           |          |           |           |           |
| 当期変動額合計                     | 207,000 | 207,000        | —         | —        | 448,878   | 448,878   | 862,878   |
| 平成23年12月31日残高               | 257,000 | 218,000        | 2,200     | 100,000  | 2,660,784 | 2,762,984 | 3,237,984 |

|                             | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|
| 平成22年12月31日残高               | 2,375,106 |
| 当期変動額                       |           |
| 新株の発行                       | 414,000   |
| 剰余金の配当                      | △15,600   |
| 当期純利益                       | 464,478   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額) |           |
| 当期変動額合計                     | 862,878   |
| 平成23年12月31日残高               | 3,237,984 |

# 個 別 注 記 表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）  
によっております。

### 3. 固定資産の減価償却または償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 投資不動産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

5～47年

### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

## 6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 7. 金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 【会計方針の変更】

#### 資産除去債務に関する会計基準

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当事業年度において、営業利益は1,266千円、経常利益は1,266千円、税引前当期純利益は3,799千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動はありません。

【貸借対照表に関する注記】

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1. 資産に係る減価償却累計額       |             |
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額    | 55,296千円    |
| (2) 投資その他の資産の減価償却累計額  | 55,637千円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 短期金銭債権                | 5,147千円     |
| 長期金銭債権                | 11,799千円    |
| 短期金銭債務                | 15,931千円    |
| 3. 担保資産及び担保付債務        |             |
| 担保資産                  |             |
| 定期預金                  | 10,000千円    |
| 販売用不動産                | 1,887,804千円 |
| 投資不動産                 | 158,429千円   |
| 計                     | 2,056,234千円 |
| 担保付債務                 |             |
| 1年内償還予定の社債            | 470,000千円   |
| 短期借入金                 | 877,529千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金         | 224,060千円   |
| 長期借入金                 | 32,110千円    |
| 計                     | 1,603,699千円 |
| 4. 保証債務               |             |
| 関係会社のリース債務等に対する保証     | 155,807千円   |

【損益計算書に関する注記】

|              |          |
|--------------|----------|
| 関係会社との取引高    |          |
| 営業取引による取引高   |          |
| 売上高          | －千円      |
| 営業費用         | 88,776千円 |
| 営業取引以外による取引高 | 5,641千円  |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 前事業年度末  | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|---------|---------|-----------|----|-----------|
| 普通株式(株) | 120,000 | 6,780,000 | —  | 6,900,000 |

(注) 普通株式の株式数の増加6,780,000株は、株式分割による増加5,880,000株及び公募増資による増加900,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日         | 効力<br>発生日  |
|----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|-------------|------------|
| 平成23年3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 15,600         | 130.00              | 平成22年12月31日 | 平成23年3月31日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日         | 効力<br>発生日  |
|----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|-------------|------------|
| 平成24年3月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 41,400         | 6.00                | 平成23年12月31日 | 平成24年3月30日 |

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

#### (流動)

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 棚卸資産評価損   | 85,166千円         |
| 未払不動産取得税  | 47,432千円         |
| 未払事業税     | 17,204千円         |
| 賞与引当金     | 3,114千円          |
| その他       | <u>6,556千円</u>   |
| 繰延税金資産の純額 | <u>159,474千円</u> |

#### (固定)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 関係会社株式評価損等 | 5,860千円          |
| 貸倒損失       | 4,068千円          |
| 控除対象外消費税等  | 1,830千円          |
| 資産除去債務     | 1,354千円          |
| 減損損失       | 625千円            |
| その他        | <u>573千円</u>     |
| 繰延税金資産合計   | 14,312千円         |
| 評価性引当額     | <u>△ 5,860千円</u> |
| 繰延税金資産の純額  | <u>8,451千円</u>   |

## 【リースにより使用する固定資産に関する注記】

事務用機器の一部等を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全かつ流動性の高い預貯金等に限定し、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債の発行による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております

が、相手先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権について適宜必要な調査を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（(注) 2. 参照）。

(単位：千円)

|                        | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額   |
|------------------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金             | 956,803   | 956,803   | —     |
| 資産計                    | 956,803   | 956,803   | —     |
| (1) 買掛金                | 190,919   | 190,919   | —     |
| (2) 短期借入金              | 988,529   | 988,529   | —     |
| (3) 社債（1年内償還予定額を含む）    | 558,500   | 559,603   | 1,103 |
| (4) 長期借入金（1年内返済予定額を含む） | 256,170   | 256,170   | —     |
| 負債計                    | 1,994,118 | 1,995,222 | 1,103 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、1年内返済予定額については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分      | 貸借対照表計上額 |
|----------|----------|
| 非上場株式等 * | 26,180   |

(\*) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### 【賃貸等不動産に関する注記】

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスや賃貸住宅等を所有しております。平成23年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は37,514千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は54,419千円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額（千円） |           |          | 当事業年度末の時価<br>（千円） |
|--------------|-----------|----------|-------------------|
| 前事業年度末残高     | 当事業年度増減額  | 当事業年度末残高 |                   |
| 653,286      | △ 181,616 | 471,669  | 435,642           |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額は次のとおりであります。

増加額 不動産取得 404千円  
減少額 売却 173,794千円、減価償却費 8,226千円

3. 当事業年度末の時価は、前事業年度末の社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）に時点修正を加えた金額であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

| 属性  | 会社等の名称             | 所在地         | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容              | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との<br>関係 | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------|-------------|------------------|--------------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | ㈱One's<br>Life ホーム | 東京都<br>世田谷区 | 20,000           | 建築その他建設工事全般に関する事業等 | (所有)<br>100%              | リース債務等に対する保証  | リース債務等に対する保証 | 155,807      | —  | —            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は子会社のリース債務及び銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受領はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 469円27銭

1株当たり当期純利益 76円81銭

1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 2月20日

株式会社サンセイランディック  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 奥 田 基 樹 ㊞ |
| 業務執行社員  |                 |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 辻 村 茂 樹 ㊞ |
| 業務執行社員  |                 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンセイランディックの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 2月24日

株式会社 サンセイランディック 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 増生 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 金丸 結城 ㊟

社外監査役 関 瑛士 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 提案の理由

当社は、安定的な配当を継続することで、株主様への利益還元を継続することを中期経営方針としております。第36期につきましては当期純利益を計上することができたことから、株主様への利益還元を目的として剰余金の配当をご提案するものであります。

#### 2. 剰余金の処分

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭によるものとする。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき 金6円(うち、普通配当3円、上場記念配当3円)

配当金の総額 金41,400,000円

##### (3) 剰余金の配当の効力発生日

平成24年3月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 緊急に取締役会の決議を要する場合に備えて、取締役会の決議の省略を新設するものであります(変更案第24条)。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分発揮できるように、取締役に責任免除に関する規定を新設するものであります(変更案第27条第1項)。  
 なお、本条文の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第27条第2項)。  
 なお、本条文の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、監査役に責任免除に関する規定を新設するものであります(変更案第35条第1項)。
- (5) 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第35条第2項)。
- (6) その他、条文の追加に伴う条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                   | 変 更 案    |
|---------------------------|----------|
| 第1章 総則                    | 第1章 総則   |
| 第1条<br>～<br>第5条<br>(省略)   | (現行どおり)  |
| 第2章 株式                    | 第2章 株式   |
| 第6条<br>～<br>第11条<br>(省略)  | (現行どおり)  |
| 第3章 株主総会                  | 第3章 株主総会 |
| 第12条<br>～<br>第17条<br>(省略) | (現行どおり)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条<br/>～<br/>第23条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第24条<br/>～<br/>第25条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条<br/>～<br/>第26条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条<br/>～<br/>第32条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                                                                                            | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条<br/>～<br/>第34条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条<br/>～ (省略)<br/>第<u>36</u>条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>37</u>条<br/>～ (省略)<br/>第<u>40</u>条</p> | <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条<br/>～ (現行どおり)<br/>第<u>39</u>条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>40</u>条<br/>～ (現行どおり)<br/>第<u>43</u>条</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役は現在4名選任いただいておりますが、経営の透明性確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p style="text-align: center;">たかはし ひろし<br/>高橋 廣司<br/>(昭和24年6月21日生)</p> | <p>昭和48年12月 扶桑監査法人入所<br/>昭和61年8月 新光監査法人社員<br/>平成7年6月 中央監査法人代表社員<br/>平成19年8月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員<br/>マーケティング本部事業開発部担当常任理事<br/>平成21年9月 同監査法人クライアントサービス本部監査統括部事業推進室担当常務理事<br/>平成22年9月 同監査法人監査業務本部事業推進室室長<br/>平成23年5月 株式会社バルコ社外取締役（現職）<br/>平成23年6月 株式会社プロネット代表取締役社長（現職）<br/>現在に至る</p> | —          |

- (注) 1. 高橋廣司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 高橋廣司氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 高橋廣司氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての経験と幅広い識見を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。  
 4. 当社と高橋廣司氏は、第2号議案が承認可決されることを条件として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は高橋廣司氏を大阪証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                     | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <small>まのきざの としひろ</small><br>榎園 利浩<br>(昭和48年12月26日生) | 平成14年10月 弁護士登録 新東京総合法律事務所<br>平成18年10月 東京中央総合法律事務所パートナー<br>平成24年1月 東京晴和法律事務所パートナー (現職)<br>現在に至る | —          |

- (注) 1. 榎園利浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 榎園利浩氏は、社外監査役候補者であります。
3. 榎園利浩氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として豊富な経験と知識に関する見地から、企業経営の健全性の確保を図るにあたり、業務執行の適法性等について監査いただくために社外監査役候補者とするものであります。また、同氏が、職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 当社と榎園利浩氏は、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査役に就任する際は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田美上代町7番地  
住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田



- ・都営地下鉄新宿線「小川町」駅「B6番出口」徒歩2分
- ・東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅「B6番出口」徒歩2分
- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅「B6番出口」徒歩2分
- ・JR・東京メトロ銀座線「神田」駅「4番出口」徒歩7分
- ・東京メトロ半蔵門線・東西線・千代田線・都営地下鉄三田線「大手町」駅「C1番出口」徒歩8分

◎駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。